

社会福祉法人仙台福祉サービス協会 子育てサポート行動計画

全ての職員が仕事と子育てを両立しながら、働き続けることができる雇用環境の整備を進めて行くことを目的として、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成22年4月1日 ～ 平成24年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標Ⅰ： 育児・介護休業法に基づく諸制度の周知

【対策】

育児・介護休業法による諸制度を、各職員に対し、協会内情報共有システム及び職員向け研修を積極的に活用し周知に努める。

目標Ⅱ： 育児と仕事の両立を可能とする勤務形態の構築

【対策】

- ① 育児と仕事の両立を目的として導入した「育児短時間勤務」の制度に該当する職員に対し、その活用について積極的に周知する。
- ② 1ヶ月単位の変形労働制に基づき柔軟に定めている1日の所定労働時間を、育児のために活用することについて周知を行う。
- ③ 業務内容見直しによる効率化を進め、所定時間外労働の削減を実践する。

目標Ⅲ： 育児休業を取得しやすい職場環境の整備

【対策】

- ① 管理者向けの研修を実施し、育児休業に対する理解を促進する。
- ② 職員が育児休業を取得した場合、必要に応じて代替職員・臨時職員を雇用することを職員に対し周知する。

平成22年4月1日